

立川市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第30条の規定により第一号法定受託事務とされた新型コロナウイルス感染症のワクチン（以下「ワクチン」という。）の特例的な臨時接種に係る事務の実施に当たり、自施設にて個別接種を行う医療機関に対して助成金を交付することで、市民（外国人登録を行っている者を含む。以下同じ。）へのワクチンの接種を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象医療機関)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる医療機関は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 集合契約方式（ワクチン接種の実施に係る委託契約につき、市区町村が都道府県知事に契約の締結を委任し、委任を受けた都道府県知事が全国知事会に再委任し、再委任を受けた全国知事会が日本医師会と契約する方式をいう。）により市との委託契約を締結し、ワクチンの配分を受けて、個別接種を実施している医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院を除く医療機関であること。

(2) 次に掲げる要件を備えた医療機関であること。

ア 市の決定した方法に従い、ワクチンの接種の予約受付、予約管理等を行っており、及びキャンセル発生時の対応について、あらかじめ対応方針を定めていること。

イ ワクチン、シリンジ、注射針及び生理食塩水（以下「ワクチン等」という。）の接種予定数量を市に伝えることにより、必要となるワクチン等の数量を確保していること。

ウ 市と移送方法を協議のうえ、ワクチン等の移送又は受け取りを行っており、及びワクチンを冷蔵庫等により適切に保管していること。

エ 接種実績について、市への報告を適切に行っていること。

オ 接種に伴う副反応等の発生に備え、自施設における初期対応及び搬送先の医療機関の確認等を含む危機管理体制を整備していること。

カ ワクチンの接種券付き予診票の写し又は診療録等の接種実績を確認できる書類等を市が定める期間保管していること。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知）に規定する期間（以下「接種期間」という。）中、医療機関が、自施設において住民等を対象として1週間当たり100回以上のワクチンの接種を4週間以上行い、1週間のうち少なくとも1日は、当該医療機関の標榜<sup>ぼう</sup>する診療時間以外の時間（以下「時間外」という。）若しくは午後6時以降（以下「夜間」という。）又は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）における接種体制を整えていること。この場合において、医療機関がワクチンの接種を実施するに当たっては、通常の診療を休診して実施するかは問わないものとし、接種回数の算定に当たっては、時間外、夜間、日曜日等及び診療時間内の別を問わないものとする。

2 前項第1号の定めにかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する地域密着型介護老人福祉施設を含む介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「高齢者施設等」という。）が、当該施設の配置医師（外部の医療機関に所属する医師を除く。）により、入居者、従事者等へワクチンの接種を行った場合は、高齢者施設等を個別接種を実施する医療機関とみなし、当該高齢者施設等と市が契約することで、前項第1号に掲げる要件を満たしているものとみなす。この場合において、前項第3号中「住民等」とあるのは「高齢者施設等の入居者、従事者等」と読み替えるものとする。

（助成額）

第3条 助成の額は、接種回数に2,000円を乗じた額とする。

（申請）

第4条 助成を受けようとする医療機関は、新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業助成金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

（申請期間）

第5条 前条の規定による申請（以下「申請」という。）をすることができる期間は、接種期間の末日から3か月以内とする。

（助成金の交付決定）

第6条 申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業助成交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業助成不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知

するものとする。

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた医療機関は、新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業助成金請求書（第4号様式）により助成金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求があったときは、交付決定を受けた者が指定する口座へ助成金を振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 交付決定を受けた医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、交付決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第9条 市長は、助成金の支払事務において、口座の相違等により振替不能となったとき及び第2条各号に掲げる資格要件の確認について必要があるときは、市が保有する情報を申請者の同意を得て利用することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、保健医療担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行し、令和5年5月1日から適用する。